

「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」の一部改正に対する意見

2022年6月14日
一般社団法人 日本貿易会
物流委員会

2022年5月16日、国土交通省は、「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」の一部改正について、意見募集を開始した。物流委員会は、これに対して改正内容の明確化や手続きの負担軽減化・効率化の観点から、以下の通り意見を取り纏め、同年6月14日に国土交通省に提出した。

事項	意見
<p>変更届出・変更登録が必要な事項の削減 (届出荷送人関係)</p>	<p>2018年12月21日改訂のガイドライン2.10の内容は以下の通り。 【届出変更の手続き】 ・届出荷送人の名称、所在地(コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の住所の変更を含む)。又は届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先に変更があった場合には、遅滞なく国土交通大臣にその旨届け出ること。</p> <p>※2018年度の改定では「又は届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先に変更」の部分が追記されたもの。 ※連絡先とは、「電話番号及び電子メールアドレス」である旨を国土交通省に確認済み。</p> <p>要するにガイドライン2.10に基づき、変更点が発生した場合は、都度『第e3号書様式』により国土交通省へ届出し、それ以外の期中変更事項は更新届出の手続き時に『第e2号様式』による届出を行うものと認識している。</p> <p>今回、「変更届出・変更登録が必要な事項の削減」とあるが、届出荷送人としては現状通りの認識で良いのか、或いは更に「質量確定の方法の区分(方法1、方法2)」が追加されるのか明確にして頂きたい。いずれにせよ削減ではないと考えるが如何か。</p>
<p>登録期間の延長について (届出荷送人関係)</p>	<p>商社は全社としてでなく、特定の部門が特定の商材に関してAEO制度の認定を有していることが一般的である。現行制度では、特定の部門が「AEO輸出者の認定」を有していれば全社的に当制度の手続き優遇を受けることができると認識している。今回の改正については、全社的でなく社内の特定の部門が輸出、輸入、倉庫、通関等のいずれかのAEO制度の認定を有していれば、全社的にAEO制度認定事業者としての基本的コンプライアンス体制を有するものと認めた上で、当制度の優遇(更新期間の延長:3年→5年)を受けられる制度に解釈拡大緩和するものと認識してよいか確認したい。</p> <p>「届出荷送人」について、AEO制度認定事業者への各種優遇措置は検討頂きたいが、業務継続の報告基準日に関しては、「通常3年のところ、AEO制度認定事業者は2倍の6年とする」等、分かりやすい設定で官民双方の負担軽減を図るとともに更新時期の分散を防ぐことができると考える。また、更新時期の少し前に、行政機関より民間企業に対して、その旨を通知する仕組みを構築頂くことを要望する。</p>